

全労働新潟支部 交渉議事概要

令和3年11月25日

新潟労働局長（以下、「当局」という。）は、令和3年11月25日（木）、全労働省労働組合新潟支部執行委員長（以下、「全労働新潟支部」という。）と交渉を行った。

この交渉の概要は、次のとおりである。

【全労働新潟支部】

1. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保について

引き続き十全な感染防止対策を講じること。

2. 労働行政体制の拡充について

具体的な戦略を立てた上で定員確保に向け対応すること。また、同時に職員が実感できる業務カット・簡素化を提示すること。

3. 賃金の改善等について

精緻な官民給与水準の把握に努め、公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善すること。

【当局】

1. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保について

職場環境の整備、職場体制の確保など、今後も職員、非常勤職員の感染防止、健康確保を最優先に考えていきたい。

2. 労働行政体制の拡充について

政府の重要施策である「働き方改革」を始め、働く者の権利と生活を守る労働行政の推進に相応しい行政体制の確立のため、今後とも職員数の確保に全力を挙げるとともに、業務の簡素・合理化も同時に進めていきたい。

3. 賃金の改善等について

職員の給与に関する事項は、職員及びその家族の生活に直結する問題であり、職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善することが必要であると認識している。

地域手当及び寒冷地手当については、当局の実情を踏まえ、対象地域の拡大・支給額の改善等の要望を人事院に対し、粘り強く行っていきたい。